

2017(平成29)年度 法学既修者入学試験問題(8月試験)

憲法

(90分, 総点100点)

試験開始の指示があるまで開かないこと

注意

1. 問題冊子は、表紙及び余白を含めて4ページで、問題は1問ある。
2. 解答用紙は1枚配布する。解答は解答用紙に記入し、解答の末尾には、「以上」と明記すること。また、用紙が不足した場合には、追加の用紙を配布するので、挙手して監督者に知らせること。
3. 下書き用紙として、白紙を1枚配布する。ただし、下書き用紙の提出は認めないので、必ず解答用紙に清書して提出すること。
4. 解答用紙への受験番号、氏名記入は、監督者の指示によること。また、「管理番号」欄は、大学側が使用するので受験生は記入しないこと。
5. 問題の内容に関する質問には、応じない。
6. 試験時間内の退場はできない。なお、試験中の発病等やむを得ない場合には、挙手により監督者に知らせ、その指示に従うこと。
7. 試験終了後は、監督者の指示があるまで、各自の席で待機すること。
8. 問題冊子及び下書き用紙は、各自で持ち帰ること。

〔設問〕

公職選挙法第142条第1項第5号によると、政令指定都市の長の選挙においては、候補者1人について、選挙管理委員会に届け出た2種類以内のビラ7万枚のほかは、選挙運動のために使用するビラは頒布・散布することができない。「選挙管理委員会に届け出た2種類以内のビラ」は「法定ビラ」と呼ばれる。要するに、公職選挙法第142条第1項第5号により、政令指定都市の長の選挙における候補者、選挙運動員、支持者は法定ビラ以外のビラを作製して有権者に配ることを禁止されている（以下、「本問規制」という。）。

本問規制が設けられた目的として、無制限のビラ頒布等により生じる選挙運動の不当な競争による弊害、具体的には、激しいビラ頒布等の競争を招いて候補者に多額の費用と労力を余儀なくさせ、その結果、候補者の経済的格差等が選挙結果を左右して選挙の公正に支障を生ずることなどを防止することがあげられている。

以上を前提にして、本問規制の憲法上の問題点について論じなさい。なお、公職選挙法には本問規制に違反した場合の罰則規定も設けられているが、この点については論じる必要はない。

以上

余白

余白